

平成25年
4月1日から

「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」に基づき

森林の土地売買等を行う場合には 事前届出が必要です!

本県の豊かな水資源を将来にわたって健全な状態で維持していくため、この水資源を育む森林など、水源涵養機能かんようの高い土地の適正な利用を確保する必要があります。

そこで「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」を制定しました。

事前届出制度の概要

- 届出の対象となる土地 水源地域内の土地で、現況が森林（伐採跡地も含む）であり、地目が山林、原野、保安林、田、畑（ただし、田、畑については非農地通知などにより農地法の規制対象外となった土地）
- 届出の対象となる行為 所有権、地上権、地役権、賃借権、使用貸借による権利の移転又は設定に係る契約をする場合（相続は対象外）
- 届出者 土地所有者など土地に関する権利をお持ちの方（売り主）
- 届出時期 契約をしようとする**30日前**まで
- 届出先 最寄りの各林務環境事務所（詳細は裏面）
- 記載内容 当事者の氏名・住所、土地の所在地・面積・利用目的など
- 適用除外 国、地方公共団体、森林整備法人などへの権利移転は届出不要

※無届や虚偽の届出などをした場合は勧告や氏名などを公表する場合があります。

※新たに森林の所有者となった方は、別途、森林法に基づく「森林の土地の所有者届出」（事後届出）を市町村に提出して頂く必要があります。

水源地域指定区域

市町村	大字又は村内全域
甲府市	猪狩町、上帯那町、上積翠寺町、川窪町、黒平町、古府中町、小松町、下帯那町、善光寺町、草鹿沢町、高町、高成町、竹日向町、塚原町、塔岩町、平瀬町、御岳町、和田町、梯町、古関町
富士吉田市	新倉、新屋、大明見、上暮地、上吉田、小明見、下吉田、松山
都留市	朝日曾雌、朝日馬場、厚原、井倉、大野、大幡、小形山、小野、金井、加畑、上谷、川棚、川茂、境、鹿留、下谷、田野倉、玉川、十日市場、戸沢、中津森、夏狩、平栗、古川渡、法能、盛里、四日市場、与縄
山梨市	切差、牧丘町北原、牧丘町倉科、牧丘町杣口、牧丘町成沢、牧丘町西保下、牧丘町西保中、牧丘町牧平、牧丘町室伏、牧丘町柳平、三富上釜口、三富川浦、三富下釜口、三富徳和
大月市	大月、花咲、真木、黒野田、白野、吉久保、朝日小沢、小沢、小篠、猿橋、殿上、藤崎、鳥沢、宮谷、浅川、葛野、駒宮、下和田、瀬戸、奈良子、林、浅利、岩殿、奥山、強瀬、畑倉、下初狩、中初狩、新倉、塩瀬、立野、綱ノ上、駒橋
韮崎市	上條北割、上條中割、武田、青木、折居、三之蔵、三ツ澤、宮久保、柳平、上円井、下円井
南アルプス市	秋山、芦安芦倉、芦安安通、上野、大嵐、上市之瀬、上宮地、曲輪田、駒場、塩前、下市之瀬、須澤、高尾、中野、平岡、湯沢
北杜市	浅尾、上手、小笠原、三之蔵、西井出、谷戸、江草、小尾、上津金、下津金、比志、浅川、川俣、清里、堤、長澤、東井出、箕輪、村山北割、村山西割、大井ヶ森、大八田、小荒間、長坂上条、日野、大武川、上教来石、下教来石、白須、台ヶ原、大坊、鳥原、横手、黒澤、新奥、牧原、三吹、宮脇、柳澤、山高、小淵沢、上笹尾
甲斐市	大袋、上芦沢、上菅口、上福沢、亀沢、吉沢、神戸、下芦沢、下福沢、菖蒲沢、団子新居
笛吹市	一宮町石、一宮町一ノ宮、一宮町金沢、一宮町上矢作、一宮町神沢、一宮町千米寺、一宮町土塚、一宮町中尾、一宮町東新居、一宮町南野呂、境川町大黒坂、境川町藤袋、御坂町大野寺、御坂町上黒駒、御坂町下黒駒、御坂町竹居、御坂町藤野木、八代町増利、八代町南、芦川町新井原、芦川町鶯宿、芦川町上芦川、芦川町中芦川
上野原市	秋山、芦垣、新田、犬目、上野原、大柵、大倉、大曾根、大野、川合、桑久保、西原、四方津、鶴川、鶴島、野田尻、松留、八ッ沢、桐原、和見
甲州市	塩山一之瀬高橋、塩山牛奥、塩山小屋敷、塩山上小田原、塩山上萩原、塩山下萩原、塩山中萩原、塩山平沢、塩山藤木、勝沼町山林、勝沼町中原、勝沼町菱山、勝沼町深沢、大和町田野、大和町鶴瀬、大和町木賊、大和町初鹿野、大和町日影
中央市	大鳥居
市川三郷町	市川大門、黒沢、下芦川、八之尻、山保
早川町	赤沢、雨畑、新倉、大原野、草塩、高住、小縄、笹走、塩ノ上、黒桂、奈良田、初鹿島、早川、保、湯島
身延町	相又、大崩、大島、大城、大袋、小田船原、帯金、門野、椿草里、樋之上、丸滝、身延、横根中、大炊平、大塩、釜額、清沢、久成、下部、杉山、常葉、中之倉、梨子、根子、八坂、平須、福原、古長谷、矢細工、湯之奥
南部町	井出、内船、上佐野、塩沢、下佐野、成島、楮根、福士、万沢
富士川町	小室、十谷、高下、平林、柳川
道志村	村内全域
西桂町	倉見、下暮地
忍野村	内野、忍草
山中湖町	平野、山中
鳴沢村	村内全域
富士河口湖町	浅川、大嵐、大石、勝山、河口、小立、西湖、長浜、船津、精進、富士ヶ嶺、本栖
小菅村	村内全域
丹波山村	村内全域

注：昭和町は該当なし ※道志村、鳴沢村、小菅村、丹波山村は大字表記が存在しないため村内全域とする

届出先

- 山梨県中北林務環境事務所森づくり推進課 〒407-0024 韮崎市本町4-2-4 ☎0551-23-3088
- 山梨県峡東林務環境事務所森づくり推進課 〒404-8601 甲州市塩山上塩後1239-1 ☎0553-20-2721
- 山梨県峡南林務環境事務所森づくり推進課 〒409-3606 西八代郡市川三郷町高田111-1 ☎055-240-4167
- 山梨県富士・東部林務環境事務所森づくり推進課 〒402-0054 都留市田原2-13-43 ☎0554-45-7812
※令和元年8月に上記住所に移転しました

問合せ

山梨県森林環境部森林整備課森林計画担当
TEL 055-223-1644 FAX 055-223-1678
E-mail shinrin-sb@pref.yamanashi.lg.jp

詳しくはWEBへ



山梨県 水源地域

検索

